

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q18 取締役の略歴や重要な兼職の開示

Q 株主総会参考書類等において、取締役の略歴や重要な兼職について記載する箇所がありますが、記載する略歴の始期や兼職の範囲はどのように考えればよいでしょうか。

A

会社法研究会のアンケート結果から、各社においてさまざまな基準を設けていることがわかりますが、取締役にふさわしい候補者であるかを株主が判断するにあたり必要な情報を記載することが考えられます。

解説

1 問題の所在

株主総会において取締役の選任議案を提出する場合、株主総会参考書類には、「候補者の氏名、生年月日及び略歴」を記載する必要があります（会社法施行規則 74 条 1 項 1 号）。

さらに、上場会社については、候補者の「重要な兼職」の状況、また、社外取締役候補者は当該候補者が特定関係事業者の業務執行者もしくは役員である、または過去 10 年間に業務執行者もしくは役員であった場合はその旨の記載も求められます（同条 2 項 2 号・4 項 7 号八）。

この点、候補者の略歴をいつ時点から記載するのか、および、「重要な兼職」の範囲については、法令等で特段定めがなく、各社の判断に委ねられていることから、どのように記載すべきかが問題となります。

2 略歴

株主総会参考書類における略歴の記載内容については、上記 1 のとおり法律上の定めはありませんが、プロネクサスディスクロージャー相談第 1 部編『招集通知・議案の記載事例〔2024 年版〕』（商事法務、2024）では、取締役にふさわしい候補者であるかを株主が判断するのに必要と考えられる略歴として、以下の事項を例としてあげています。

- ① 過去に会社の役員等またはそれ以外の業務執行者であったときは、部長職（これに準ずるものを含む）以上の経歴
- ② 過去に他の会社の役員等またはそれ以外の業務執行者であったとき

は、部長職（これに準ずるものを含む）以上の経歴

③ 現任の取締役であるときは、就任年月と地位および担当

④ その他、取締役としてその経歴が有効な専門資格（公認会計士や弁護士等）の職歴

会社法研究会のアンケート結果によれば、執行役員就任以前の役職を記載している会社が過半数でした。執行役員就任以前の役職については、社内および社外取締役ともに、部長職や課長職以上と基準を設けて記載している会社もあれば、社内取締役は、たとえば、部長職以上と基準を設けて記載する一方、社外取締役については、基準を設けず、自己申告どおりの経歴を記載する会社もありました。

また、社内および社外取締役ともに基準を設けずに、まずは、取締役から経歴を申告してもらったうえで、役員としての資質があることを示すのに必要な情報を会社が選定して記載することに加え、候補者本人が希望する経歴をあわせて記載している会社もありました。

なお、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの原則 4-11 および補充原則 4-11①では、各取締役の能力・知識・経験等を一覧化した「スキル・マトリックス」を開示することが求められており、多くの会社が、株主総会参考書類等で開示するようになりました。そのため、部長職や課長職以上と基準を設けて略歴を記載する会社の中には、「スキル・マトリックス」との関連も考えて、「スキル・マトリックス」の記載内容を補強する経歴を略歴に記載しているという会社がありました。

3 重要な兼職

株主総会参考書類等で記載する「重要な兼職」についても、上記 1 のとおり、何が重要であるかなどについての法律上の定めはありませんが、プロネクサスディスクロージャー相談第 1 部編・前掲書では、兼職先の会社が取引上重要な会社であるか否か、当該会社役員が兼職先の会社において重要な職務を担当するか否かなどを考慮して判断されるべきものであること、さらに、兼職内容が主な職業（たとえば弁護士等）と判断できること等の考え方が示されています。

会社法研究会のアンケート結果によれば、取締役の兼職状況の記載にあたり、一定の基準を設けている会社が多く、4社の例を紹介します。

〔A社〕

- ① 他の法人等（会社のみならず法人その他の団体含む）の業務執行取締役、執行役または使用人等
- ② 他の法人等（会社のみならず法人その他の団体含む）の社外役員その他これに準じるもの
- ③ 弁護士、公認会計士、大学教授

〔B社〕

- ① 社内取締役：重要な子会社の兼職
- ② 社外取締役：上場会社において業務執行または非業務執行の地位にある

〔C社〕

- ① 共通：C社との間で競業・利益相反関係にある団体の代表者（100%子会社は除く）や社会的地位を表すもの、取締役本人からの要望
- ② 社内取締役：重要な子会社の代表者
- ③ 社外取締役：上場会社の役員

〔D社〕

兼職先の職務執行の負荷等により判断

なお、一度、株主総会参考書類に記載した略歴や兼職の内容を変更するケースも考えられます。その場合、株主等から質問を受けることも想定されますので、変更した理由を説明できるようにすることが望ましいと思われます。

〔参考資料〕

プロネクサス ディスクロージャー相談第 1 部編『別冊商事法務 No.477
招集通知・議案の記載事例〔2024 年版〕』（商事法務、2024）244 頁～
246 頁